

軽量防音シート

軽量防音シート #7500



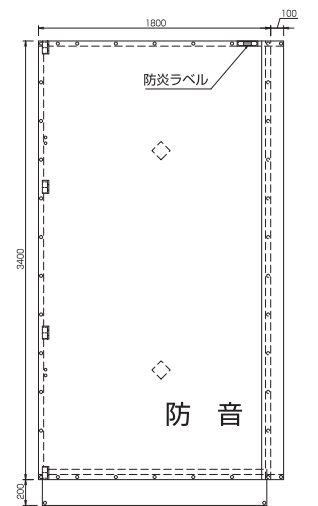
性能		型式	#7500
製品重量 1.8m×3.4m(kg/枚)			5.82
厚さ (mm)			0.56
引張強さ (N/3cm)	タテ		1440
	ヨコ		1500
伸度 (%)	タテ		21.0
	ヨコ		19.3
引裂強さ (N)	タテ		345
	ヨコ		285
防火性能 (消防法施行規則第4条の3)			適合

※上記数値は測定値であり、保証値ではありません。
※JIS A 8952の1類に適合

■特長

- **作業効率UP**
軽量防音シート#7500は、当社従来品より約40%軽量化しており、取り扱い易く作業効率を向上することができます。
- **防音効果**
建築・土木・橋梁などの工事中に発生する騒音を防ぎます。
- **安全性**
素材は高強度ポリエステル糸を使用し、製織後に樹脂加工を施すことにより、強度、耐久性、防火性があります。

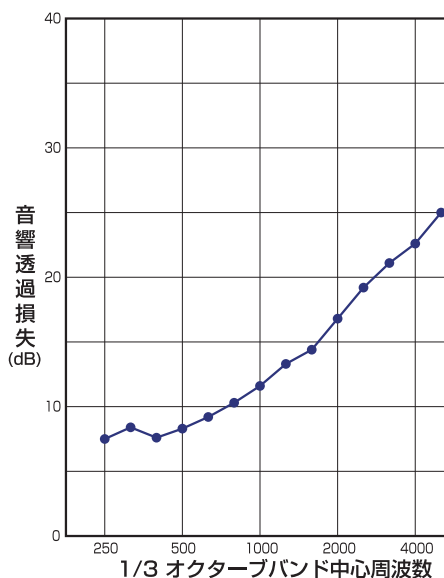
■仕様



(枠組足場のメーターサイズ及びインチサイズ兼用)

音響透過損失データ

試験体	#7500	面密度	一般断面	0.73kg/m ²
試料寸法	910mm×1820mm		全体平均	4.33kg/m ²
総厚	0.6mm	残響室内気温		17.4℃
透過部面積	1.62m ²	残響室内相対湿度		84%



中心周波数 (Hz)	音響透過損失 (dB)
250	7.5
315	8.4
400	7.6
500	8.3
630	9.2
800	10.3
1000	11.6
1250	13.3
1600	14.4
2000	16.8
2500	19.2
3150	21.1
4000	22.6
5000	25.0

測定方法 JIS A 1416
財団法人小林理学研究所 測定値による

管理・点検

■使用中の点検事項

- 防音シートの使用中は、次の項目により点検して必要に応じて、取り替え等の措置をしてください。
- 使用期間が1ヶ月以上であるときには、緊結部の取り付け状態について、1ヶ月以内ごとに定期点検を行ってください。
- 台風や強風（風速15m以上）が予想されるときは、防音シートを取り外すか片側を外し横にたぐり寄せ、防音シートがはためかかないように固定してください。
- 強風、大雨、大雪及び中震以上の地震等の後では防音シート及び取付箇所の変状の有無について点検を実施してください。
- 防音シートの近傍で溶接溶断作業が行われたときは、その作業の終了後すみやかに溶接溶断火花、又は溶断片による生地等の損傷の有無について調べて損傷のある時は、正常品と取り替えるか、又は補修を行ってください。
- 資材の搬出入等による、防音シートの一部を取り外したとき、作業終了後、すみやかに、復元されているか点検してください。
- 飛来落下物や工事中の機器等の衝突により、防音シート及び取付箇所が破損したものは、正常品と取り替えるか、又は補修を行ってください。

■補修事項

- 付着した異物等は取り除いてください。
- 溶接火花等による生地破損部は、その生地と同等以上の性能のある生地を用いて補修してください。

■保管事項

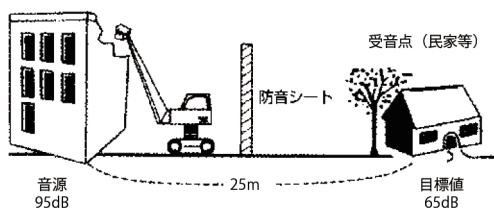
- 防音シートは乾燥した風通しのよい場所に保管してください。

⚠ 注意

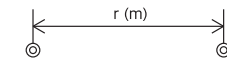
- 墜落防止の用途として使用しないでください。
- 廃棄される際は次の方法で処理してください。
 - ・廃棄物処理法、都道府県条例等に従って処理してください。
 - ・許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

防音設計の計算方法

(例) 軽量防音シート#7500を使用した時の計算



<距離減衰効果>



音源から受音点までの距離が
 $r=25(m)$ の時の距離減衰は、
 $20 \times \log 25 = 27(dB)$
 受音点での目標値が65dBなので、
 $95 - 27 = 68(dB) > 65(dB)$
 となり、距離による減衰量だけでは、
 目標値を達成できない。

簡易に計算する場合、防音シートの減音効果は500Hzを使用して計算してください。防音効果を上げたい場合は、防音シートの二重使用、展張を高くする等がありますが、詳細につきましては専門家にご相談ください。

<軽量防音シートの減音効果>

8.3dB (周波数500Hz時)
 裏ページの音響透過損失データより

<防音効果>

距離減衰効果と防音シートの減音効果を足すと
 ●距離減衰効果 27.0dB
 ●軽量防音シートの減音効果 8.3dB
 35.3dB
 $95 - 35.3 = 59.7(dB) < 65(dB)$
 よって目標を達成できる。

騒音レベルの参考資料

騒音レベル (dB)	場所
130	
120	飛行機離着陸直下
110	
100	ガード下
90	地下鉄電車内 バス車内
80	騒々しい街頭
70	静かな街頭
60	平均的な事務所内
50	静かな住宅地の昼
40	
30	静かな住宅地の夜

(参考図書：公害防止の技術と法規 騒音編)

建設工事用機械の騒音レベル(30m地点)

(単位：dB)					
ブルドーザー	バックホウ	パワーショベル	ダンプトラック	ディーゼルハンマ	発電機
65~69	68~73	64~65	77~80	90~103	78~81

(参考図書：公害防止の技術と法規 騒音編)

騒音に係る規制基準

特定施設

(例：大阪府生活環境の保全等に関する条例第84条)

(単位：dB)

区域	朝	昼間	夕	夜間	備考	
	午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで		
第一種区域	45	50	45	40	第1・2種低層住居専用区域	
第二種区域	50	55	50	45	第1・2種中高層住居専用区域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	
第三種区域	60	65	60	55	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	
第四種区域	施設内の学校保育所 等の周囲50メートル の区域及び第二種 区域の境界線から 15メートル以内の 区域	60	65	60	55	工業地域、工業専用地域などで 学校・病院等の周辺など
	その他区域	65	70	65	60	工業地域、工業専用地域など

特定建設作業

(例：大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条)

区域	規制内容	区域区分	規制基準
	特定建設作業の場所の敷地境界 における基準値	1号	85デシベル
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時	
	2号	午前6時から午後10時	
最大作業時間	1号	1日あたり10時間	
	2号	1日あたり14時間	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		
1号区域	第1・2種低層住居専用区域、第1・2種中高層住居専用区域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(一部)、用途指定のない地域(一部)、工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲30メートルの区域内で空港敷地を除く地域		
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域の他、府条例では工業専用区域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。		

※騒音に係る規制基準は地方自治体や地域によって異なっております。